

令和元年12月18日

人 事 院 事 務 総 長

「任用関係の承認申請等の手続について」の一部改正について（通知）

「任用関係の承認申請等の手続について（平成21年3月18日人企一537）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
任用関係の承認申請等は次の各項に掲げる申請等の場合に応じ、当該各項(2)に定める申請先等に提出して行うものとする。 1～6 （略） 7 規則8—12第39条第1項第	任用関係の承認申請等は次の各項に掲げる申請等の場合に応じ、当該各項(2)に定める申請先等に提出して行うものとする。 1～6 （略） 7 規則8—12第39条第1項第

<p>3号に該当する場合の臨時的任用 又はその更新の承認申請の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請先</p> <p>ア 国家公務員法（昭和22年 法律第120号）第45条の 2第1項第1号及び採用試験 の対象官職及び種類並びに採 用試験により確保すべき人材 に関する政令（平成26年政 令第192号）<u>第1条第2項 第11号、第12号、第14 号及び第15号</u>に規定する官 職の場合</p> <p>人事院総裁</p> <p>イ (略)</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>3号に該当する場合の臨時的任用 又はその更新の承認申請の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請先</p> <p>ア 国家公務員法（昭和22年 法律第120号）第45条の 2第1項第1号及び採用試験 の対象官職及び種類並びに採 用試験により確保すべき人材 に関する政令（平成26年政 令第192号）<u>第1条第2項 第11号から第14号までに</u> 規定する官職の場合</p> <p>人事院総裁</p> <p>イ (略)</p> <p>8・9 (略)</p>
--	---

以 上